

< 事後審査型条件付一般競争入札の公告 >

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年5月19日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1. 入札に付する事項

- (1)工 事 名 称 久木小学校グラウンド整備工事
- (2)工 事 場 所 逗子市久木2丁目1番1号(久木小学校)
- (3)工 期 契 約 の 日 から 令 和 8 年 9 月 30 日 まで
- (4)工 事 概 要
久木小学校のグラウンドの既存芝生を撤去し整備を行う。

(5)週休2日制確保工事の適用 無

2. 予 定 価 格 事後公表となります。

3. 設計図書の閲覧場所及び期間

逗子市ホームページ

令和8年5月19日(火) から 令和8年6月3日(水) まで

4. 設計図書の入手方法及び期間

逗子市ホームページからのダウンロードによる

令和8年5月19日(火) から 令和8年6月3日(水) まで

5. 入札手続

この「条件付一般競争入札」は、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)によるものとし、執行は、電子入札運用基準に基づき行います。

6. 入札参加資格に関する事項

逗子市における令和7・8年度逗子市一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 令和7・8年度逗子市競争入札参加資格者名簿(工事「土木一式」)に登録されていること。

- (3) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準(平成18年4月1日施行)(以下「措置基準」という。)に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) (A)のいずれかの条件に該当し、かつ(B)の条件に該当すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値を資格要件とする。
- (A) ・本市と災害応援協定(災害時の応急対応に関する協定)を締結している機関の構成者であること。
- (B) ・官公庁発注による、工事实績(元請)があること。
・県内又は都内に、本店又は入札参加資格認定を受けている支店(受任者営業所)を有すること。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)を遵守するとともに同法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を施工現場に工事期間中配置できること。
なお、配置予定技術者は、建設業者との直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。

7. 入札参加申請書の受付及び期限

入札参加申請書の提出は、令和8年5月26日(火) 午後 3時00分 までに、電子入札システムにより申請してください。

なお、電子入札システム以外による申請は受付できません。

8. 入札方法等 電子入札システムによるものとし、執行は電子入札運用基準に基づき行います。

9. 工費内訳明細書の提出 入札書に添付し提出してください。

※ 工費内訳明細書の全てに記入して提出してください。

10. 入札書提出締切日時 令和8年6月3日(水) 午後 5時00分

11. 入札(開札)の日時及び場所 令和8年6月4日(木) 午前 9時40分

逗子市役所 3階 管財契約課

12. 予定価格の事後公表による入札の執行

1回目の入札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度入札を行いますので、再度入札の対応が迅速に出来るようお願いいたします。この場合、再度入札に参加しなかった者は辞退取扱いとさせていただきます。

なお、再度入札においても予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、この入札は不調とします。

13. 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までに次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 「6. 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件(「公告日」とあるものを「入札日」と読み替えるものとする。)を欠いたとき。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- (3) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。

14. 入札の無効

「6. 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに逗子市財務規則第135条の規定により、次の入札は無効とします。

- (1) 入札書が入札書提出締切日時までに提出されないとき。
- (2) 電子入札システムによる方法以外で入札書を提出したとき。
ただし、電子入札運用基準に定められた紙入札は除く。
- (3) 予定価格を超えた入札額が記載されているとき。
- (4) 入札書に工費内訳明細書が添付されていないとき。
- (5) 入札書に添付された工費内訳明細書の金額と入札書に記載された金額が異なるとき。
- (6) その他法令及び逗子市財務規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

15. 契約の締結

本市においては事後審査型条件付一般競争入札を行っておりますので、落札候補者になった者が、申告書(「6. 入札参加資格に関する事項」にある条件を証する書類を添付)を提出し、審査で適格者と認められた場合に落札決定者となり、契約を締結します。

ただし、落札決定者であっても契約締結前に措置基準に基づく停止措置を受けた場合は契約は締結しません。

16. 低入札価格調査制度の適用 無

17. 最低制限価格の適用 有

令和4年中央公契連モデルを採用します。なお、最低制限価格を下回った入札者は、落札候補者となりません。

18. 入札保証金 免除

19. 契約保証金 契約額の10分の1以上とします。ただし、逗子市財務規則第155条に該当した場合は、納付を免除することもあります。

20. その他

- ・詳細は、入札説明書によります。
- ・入札参加者が無かった場合にはこの入札は中止となります。